

彦根市議会請願および陳情等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、請願ならびに陳情およびこれに類するものの取扱いについて、彦根市議会会議規則(昭和42年彦根市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(請願代表者)

第2条 請願者が2人以上の場合においては、請願者のうちから請願代表者を定めるものとする。ただし、請願代表者の定めがない場合は、筆頭の請願者を請願代表者とみなす。

(紹介議員)

第3条 議員は、請願書が受理された後においても、当該請願の処理方針を協議する議会運営委員会が終了するまでの間、当該請願の紹介議員になることができる。

(請願書の受理)

第4条 請願書は、議長が受理する。

2 請願書は、議会の会期にかかわらず、常時受理する。

3 請願書の受理番号は、毎年1月1日から始め、12月31日に終わる。

(署名簿の審査)

第5条 議長は、受理した請願書に署名簿が添付されているときは、署名の数を確認するものとする。この場合において、当該署名の真偽について確認しないものとする。

(請願の訂正)

第6条 請願は、その趣旨を変更しない限り、議長の許可を得て、次項から第5項までの規定により、訂正することができる。

2 請願者(請願者が2人以上のときは、請願代表者)は、請願書を訂正しようとするときは、紹介議員を通じ、書面により議長に届け出なければならない。

3 請願が会議に付議されていない場合は、議会運営委員会の承認を受けるものとする。この場合において、議長は、これを会議において報告するものとする。

4 請願が会議に付議されている場合において、委員会に付託されていないときは、議会の議決を得るものとする。

5 請願が会議に付議されている場合において、委員会に付託されているときは、付託委員会の承認を受け、訂正後の請願により審査を受けた後、議会の議決を得るものとする。

(請願の取下げ)

第7条 請願は、議長の許可を得て、次項から第4項までの規定により、取り下げることができる。

2 請願者(請願者が2人以上のときは、請願代表者)は、請願を取り下げようとするときは、紹介議員を通じ、書面により議長に届け出なければならない。

3 請願が会議に付議されていない場合は、議会運営委員会の承認を受けるものとする。この場合において、議長は、これを会議において報告するものとする。

4 請願が会議に付議されている場合は、議会の議決を得るものとする。

(請願を審議する会議)

第8条 請願は、定例会に付議する。ただし、特別の事情がある場合は、臨時会に付議することができる。

2 市議会議員一般選挙の前に受理した請願で議会に付議する前であるものは、当該市議会議員一般選挙の後の議会に付議することができる。

(会議に付議する請願)

第9条 会議に付議する請願は、次項の規定により議会運営委員会が処理方針を協議した請願とする。

2 会議の会期において請願に係る議会運営委員会を開催するものとし、当該議会運営委員会は、その開催日の前々日までに受理した請願書に係る処理方針を協議するものとする。ただし、会期中において同日後に提出された請願で急を要するものに係る処理方針については、その都度議会運営委員会を開催し、協議するものとする。

(紹介議員が欠けたときの取扱い)

第10条 請願が会議に付議された場合は、その後に死亡、辞職、失職等により紹介議員が欠けた場合であっても、当該請願を適正な請願として取り扱うものとする。

(請願文書表の配布)

第11条 会議規則第132条第1項に規定する請願文書表の配布は、請願の審議を行う会議の質疑ならびに一般質問(臨時会にあっては質疑)の初日に行うものとする。

(委員会付託)

第12条 議長は、会議規則第133条第3項の場合においても、なお、当該請願を分離し難いときは、その内容について主として関係のある所管の常任委員会に付託するものとする。

2 議長は、必要と認めた場合または付託した委員会(以下「付託委員会」という。)から申出があった場合は、請願を付託する委員会を変更することができる。ただし、次に掲げる場合にあっては、議会の議決を求めなければならない。

- (1) 特別委員会を常任委員会または議会運営委員会に変更する場合
- (2) 常任委員会または議会運営委員会を特別委員会に変更する場合
- (3) 特別委員会を他の特別委員会に変更する場合

(請願に係る説明の省略)

第 13 条 請願を委員会に付託した場合は、本会議において紹介議員による当該請願に係る説明を行わない。

(趣旨説明の申出)

第 14 条 紹介議員は、請願者(請願者が 2 人以上の場合にあっては、請願代表者)が委員会において口頭により請願の趣旨を説明しようとするときは、請願書を提出する際、議長に対し、口頭または文書により申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合は、付託委員会の委員長は、これを承認するものとする。

(趣旨説明)

第 15 条 付託委員会において趣旨説明をすることができる請願者(請願者から委任を受けた者を含む。以下「趣旨説明者」という。)は、3 人以内とする。ただし、発言をすることができる趣旨説明者は、その内の 1 人とする。

2 趣旨説明者は、趣旨説明に係る資料等を配布し、および掲示してはならない。ただし、付託委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 趣旨説明は、当該請願に係る審査の冒頭の 5 分間以内とする。

(委員および趣旨説明者の質疑)

第 16 条 付託委員会の委員は、趣旨説明者に対して質疑をすることができる。

2 趣旨説明者は、付託委員会の委員に対して質疑をすることができない。

(趣旨説明に要した費用)

第 17 条 第 14 条第 1 項の規定により趣旨説明者が付託委員会における趣旨説明に要した費用は、弁償しない。

(準用)

第 18 条 彦根市議会委員会傍聴規程(平成 12 年彦根市議会訓令第 1 号)第 4 条から第 8 条までの規定は、趣旨説明者について準用する。

(審議結果の通知)

第 19 条 議長は、本会議における請願に係る審議の結果を文書により当該請願者(請願者が 2 人以上のときは、請願代表者)に通知するものとする。

(陳情書等)

第 20 条 陳情書およびこれに類するものであって、会議規則第 137 条の規定により請願書の例により処理することとされたものは、第 2 条から前条までの規定の例による。

2 第 2 条、第 4 条および第 5 条の規定は、陳情書およびこれに類するものであって、会議規則第 137 条の規定により請願書の例により処理することとされないもの(以下「その他の陳情書」という。)について準用する。

3 その他の陳情書の提出があったときは、議長は、その写しを全ての議員に配布する。ただし、議長は、当該陳情書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該写しの配布をしないことができる。

(1) 明らかに市の事務に属さないもの

(2) 既に願意が達成されているものまたは実現の見通しが明らかなもの

(3) 明らかに実現性のないもの

(4) その他議会が関与することが適当でないもの

(その他の陳情書の訂正および取下げ)

第 21 条 その他の陳情書は、その趣旨を変更しない限り、議長の許可を得て、訂正することができる。

2 その他の陳情書は、議長の許可を得て、取り下げることができる。

3 陳情者(陳情者が 2 人以上のときは、陳情代表者)は、その他の陳情書を訂正し、または取り下げようとするときは、書面により議長に届け出なければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議して決定する。

付 則

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 5 日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日前および同日以後に受理した請願書ならびに陳情書およびこれに類するもので、同日以後に第 9 条第 2 項(第 20 条第 1 項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により議会運営委員会において処理方針について協議するものについて適用する。

付 則

この要綱は、令和元年 5 月 27 日から施行する。